羽村市営住宅（空き家）
入居希望登録者の募集

この募集は、市営住宅の空き家の入居予定者として登録し、空き家が発生した場合、希望者がすぐに入居できるように、予め入居の順番を決定するものです。
（登録有効期限は、登録順位の決定から**令和８年３月３１日**までです。なお対象となる空き家は、**令和８年３月３１日**までに修繕が完了した分までとなります。）
市営住宅への入居を申込むには、一定の資格が必要であり、資格のない方は申込みができません。
申込資格を確認し、収入額等の記載に間違いのないようにお申込みください。

募　集　す　る　住　宅

（１）一般世帯用住宅
栄町団地、玉川団地、美原団地、間坂団地、羽加美団地

（２）高齢者住宅
富士見平高齢者住宅、美原団地、羽加美団地

（３）車いす使用者世帯住宅
羽加美団地

○　申込受付期間

令和７年５月７日（水）～１５日（木）
午前８時３０分から午後５時まで(ただし、土・日曜日は除く）

○　申 込 場 所

羽村市役所西庁舎２階　まちづくり部 建築課　（７番窓口）

○　抽　選　日

令和７年６月１９日（木）　午前１０時～
羽村市役所２階　２０１会議室

【問合せ】
羽村市 まちづくり部 建築課 維持管理係
TEL：０４２－５５５－１１１１　内線２５２・２５６

申　込　資　格

申込みできる方は、申込日現在、次の１～６にあてはまることが必要です。

１　羽村市内に２年以上居住していること

申込者本人が、令和５年５月１６日以前から引き続き羽村市に居住している成年者（１８歳未満の既婚者を含む。）で、そのことが住民票で証明できること（外国人については在留資格が確認できること。）。

２　世帯構成

２－１　一般世帯用住宅　家族向（栄町・玉川・美原・間坂・羽加美）

申込みのときに、一緒に住んでいる親族を含めて<u>３人以上</u>（玉川団地のみ２人以上。）<u>で申込むこと</u>が必要です。

（１）別に住んでいる方と一緒に申込む場合は、次のいずれかにあてはまること。

ア　別居中の親族　　・・・　申込日現在、税法上の扶養関係にあること。

イ　婚約者　　　　　・・・　入居手続きまでに入籍できること。

（２）内縁関係の場合は、住民票の続柄が「未届の夫」又は「未届の妻」となっており、戸籍上の配偶者がいないこと。

（３）パートナーシップ関係の相手方との申し込みは、入居資格審査のときにパートナーシップ受理証明書等で確認できること、かつ法律上の配偶者がいないこと。

【注意】次のように家族を分割しての申込みは、原則としてできません。

ア　夫婦が別居する申込み。

イ　正当な理由もなく収入のある同居親族を除くこと。

２－２　一般世帯用住宅　単身者向（玉川団地のみ）

申込者が単身者で、<u>以下の（１）～（６）のいずれかに該当</u>すること。

【注意】身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とする方は、その心身の状況に応じた介護を受けられることが入居資格となります。

（１）６０歳以上の方

（２）障害者基本法第２条に規程する障害者でその障害の程度が次に掲げる程度の方

ア　身体障害者手帳の交付を受けている１級～４級の障害者

イ　精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている１級～３級の障害者

ウ　知的障害者でイの精神障害者の程度に相当する程度（愛の手帳の場合は総合判定で１度～４度）の人

【注意】手帳の交付を受けていない人は、障害の程度について公的機関の証明が必要となります。また、精神障害及び知的障害者の人は、居住支援状況を確認する場合があります。

（３）生活保護受給者（「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」による支援給付を受けている者を含む）

（４）海外からの引揚者で日本に引き揚げた日から起算して５年を経過して

いない方（厚生労働省の発行する引揚証明で確認できること）

（５）ハンセン病療養所入居者等のうち、そのことが国立ハンセン病療養所等の長等の証明書で証明できる方

（６）配偶者から暴力を受けた被害者でアまたはイにあてはまる方

ア　配偶者暴力相談支援センターでの一時保護または婦人保護施設において保護を受けてから５年以内の方

イ　配偶者に対し裁判所から接近禁止命令または退去命令が出されてから５年以内の方

２－３　高齢者住宅（富士見平高齢者住宅・美原団地・羽加美団地）

以下の（1）～（3）に該当する方で、単身者の場合は富士見平高齢者住宅・美原団地（単身者用）、２人世帯の場合は富士見平高齢者住宅・美原団地（２人世帯用）・羽加美団地に申込みができます。

【注意】２人世帯用住宅で単身となった（使用者もしくは同居者が入居後死亡又は転出等された。）とき、使用資格を失い退去いただく必要があります。

（１）申込者本人が、満６５歳以上の単身者、または今現在、満６５歳以上の申込者を含む満６０歳以上の親族とで構成されている２人世帯であること（原則、現在同居している親族で構成されている世帯）

（２）申込者が身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とする場合は、その心身の状況に応じた介護を受けられると認められること

（３）独立した生計を営んでいること

２－４　車いす使用者世帯住宅（羽加美団地）

（１）現に同居し、または同居しようとする親族がいること

（２）申込者本人または同居親族もしくは同居しようとする親族のうち１人が、身体の障害により車いすを使用している者（以下「車いす使用者」という。）で、次のア又はイに該当すること

ア　身体障害者手帳の交付を受けている身体障害者福祉法施行規則別表第５号の１級もしくは２級以上の障害者で、満６歳以上であること

イ　戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第１号表ノ２の第１項症以上の障害者であること

（３）車いす使用者が介護を必要とする場合、介護者は同居親族又は同居しようとする親族であること

３　世帯の所得が所得基準内であること

申込世帯の所得の合計が、所得基準表の家族数に応じた所得基準の範囲内であること　⇒10 ページをご覧ください。

4　住宅に困っていること

（１）申込者が、<u>住宅または土地を所有している場合は申込みできません</u>。（共有持分がある場合や、借地上に住宅を所有している場合も含みます。）。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、申込むことができます。

ア　著しく老朽化しており、再建築が困難と認められる住宅にお住まいの方で、市営住宅入居後２ヶ月以内に取り壊しを証明する登記簿謄本を提出できる場合

【注意】資格審査時に取り壊しの契約書等で確認します。

イ　差押または正当な理由による立退要求等により自家所有者でなくなる場合

【注意】資格審査時に所有権移転登記後の登記簿謄本等で確認します。

（２）<u>公的住宅</u>（ＵＲ賃貸住宅・公社住宅・都民住宅・公営住宅等）<u>の名義人である場合は申込みできません</u>。ただし、次の場合は申込むことができます。

住宅	区　分	資　格　要　件
ＵＲ賃貸住宅・公社住宅・都民住宅等	家賃が高い	家賃（共益費を除く。）の負担月額が、世帯の年間総収入額（事業所得の場合、年間所得金額を給与年収に換算する。）を月額に換算した額の２０％以上であること。
	ＵＲ・公社の建替	現に居住する住宅の建替がすでに決定されていること。※資格審査時にＵＲ・公社からの証明書等で確認します。
	高　齢　者	申込者が６０歳以上の高齢者であり、同居親族全員が次のいずれかにあてはまること。 ア　配偶者（法律上の配偶者のほか内縁関係の方（住民票の続柄が未届けの夫または妻となっている方）、婚約者、パートナーを含む。） イ　おおむね 60 歳以上の方（申し込み期間に 57 歳以上の方） ウ　18 歳未満の児童
	心身障害者	申込者が次のいずれかにあてはまること。 ア　身体障害者手帳の交付を受けている１級～４級の障害者 イ　重度または中度の知的障害者（愛の手帳の場合は総合判定で１度～３度） ウ　精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている１級・２級の障害者 エ　戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第１号表ノ３の第１款症以上の障害者の方
	生活保護または中国残留邦人支援給付受給者	申込書配布期間内に、生活保護または「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」による支援給付を受けている場合

	通勤時間が長い	通勤時間が片道９０分以上かかる場合で、市営住宅に入居することにより片道３０分以上短縮される場合（身体障害者手帳の交付を受けている方は通勤時間片道６０分以上）
公営住宅等	通勤時間が長い	同上

５　納期が到来した市・都民税等の税金を完納していること

６　申込者及び同居親族が暴力団員でないこと。

ここでいう暴力団員とは「暴力団による不当な行為の防止等に関する法律」第２条第６号に規定する暴力団員をいいます。

申込書の記入について

１　所得基準表の見方　・・・・・・・・・・・・　１０ページをご覧ください。
２　給与所得の方　・・・・・・・・・・・・　１１ページをご覧ください。
３　事業取得の方　・・・・・・・・・・・・　１３ページをご覧ください。
４　年金等を受けている方　・・・・・・・・・・・・　１４ページをご覧ください。
５　特別控除について　・・・・・・・・・・・・　１５ページをご覧ください。

申込みにあたっての注意

１　申込みは、入居希望団地を申込用紙に○印で記入してください。

２　<u>入居希望団地は1団地でも複数の団地でも選択できます</u>。

【注意】複数の団地を選択された場合、いずれかの団地をあっせんしますが、その<u>あっせん団地を辞退された時は、今年度の登録は、**無効**となります</u>ので、ご注意ください。

※入居希望団地は、現在の住所や今後の生活設計を踏まえて、慎重に選択してください。

※希望団地以外の団地にあき家が発生した場合は、あっせんせずに次の方へあっせんします。

３　申込み後の希望団地の変更は、原則できません。

申込みに必要な書類

１　市営住宅使用申込書

２　はがき　２枚（<u>はがきに８５円切手を貼って提出</u>してください）

【申込みの注意事項】

1　申込みは、１世帯につき１通です。１世帯で重複申込みをしたとき、また同一人の氏名を２通以上の申込書に記載したとき（同居親族欄に記載されているものを含む。）は、全ての申込みを無効にします。
2　申込書に虚偽の記入がある場合も無効とします。
3　申込後の同居親族の変更は認めません。
4　他の募集（公的住宅を含む。）で、すでに合格又は登録されている方は申込みできません。

申込みから入居まで

申込期間及び受付

５月７日（水）～５月１５日（木）
午前８時３０分から午後５時まで
※土・日曜日は除く

↓

公開抽選（登録順位の決定）

６月１９日（木）　午前１０時から
羽村市役所　２階　２０１会議室
※公開抽選に出席されなくても差し支えありません。
※６月下旬頃抽選結果の通知を発送します。

↓

空き家発生後、登録順位に従って審査します。審査対象者には通知をします。

入居実態調査及び書類審査

審査対象者には、審査に必要な書類（住民税課税証明、納税証明、住民票等）を提出していただきます。

不合格 ⇔ 合格

↓

入居手続き

使用料の２か月分の保証金を納入していただきます。

↓

入　居

入居許可日から１５日以内に入居していただきます。

登録有効期限は、令和８年３月３１日までです。

今回募集を行う団地の概要

■一般世帯用住宅　　※戸数は空き戸数ではありません。

	名称	世帯人数	戸数	建設年度	所在地	間取り	使用料	共益費
1	栄町団地	３人以上	３２	昭和52年	栄町2-28-1	３DK（52.4㎡） 6、4.5、4.5、DK	18,200円～ 48,200円	1,300円
2	玉川団地	２人以上 （60歳以上等の条件付きで単身可）	１５	１～12号 昭和45年 13～18号 昭和50年	玉川2-9-4,5	２DK（46.8㎡） 6、4.5、DK	1～12号 14,300円～ 36,700円 13～18号 15,600円～ 41,400円	300円
3	美原団地 （１号棟）	３人以上	２３	昭和55年	羽西1-7-7	３DK（52.4㎡） 6、4.5、4.5、DK	18,700円～ 49,600円	1,000円
4	間坂団地	３人以上	２８	昭和58年	羽加美 2-13-1,2	３DK（57.2㎡） 6、6、4.5、DK	21,800円～ 57,800円	1,400円
5	羽加美団地	３人以上	6	平成５年	羽加美1-1-4	３LDK(67.3㎡) 6、6、6、LDK	29,800円～ 79,100円	1,000円

■高齢者住宅　　※戸数は空き戸数ではありません。

満６５歳以上の単身者、または今現在、満６５歳以上の申込者を含む満６０歳以上の親族とで構成されている２人世帯であること。

	名称	世帯人数	戸数	建設年度	所在地	間取り	使用料	共益費
6	美原団地 （２号棟）	２人	4	昭和59年	羽西1-7-6	２DK(47.8㎡) 6、6、DK	18,100円～ 48,100円	1,000円
7	美原団地 （２号棟）	単身者用	4	昭和59年	羽西1-7-6	１DK(39.1㎡) 6、DK	14,800円～ 39,300円	1,000円
8	羽加美団地	２人	4	平成５年	羽加美1-1-4	２LDK（57.4㎡） 2、6、LDK	25,300円～ 67,100円	1,000円
9	富士見平 高齢者住宅	1～２人	１２	平成６年	富士見平 1-2-29	１DK（32.3㎡） 6、DK	14,100円～ 37,300円	0円

■車いす使用者世帯住宅　　※戸数は空き戸数ではありません。

	名称	世帯人数	戸数	建設年度	所在地	間取り	使用料	共益費
1	羽加美団地	２人以上	2	平成６年	羽加美1-1-4	2LDK(68.2㎡)	30,100円～ 79,800円	1,000円

案内図

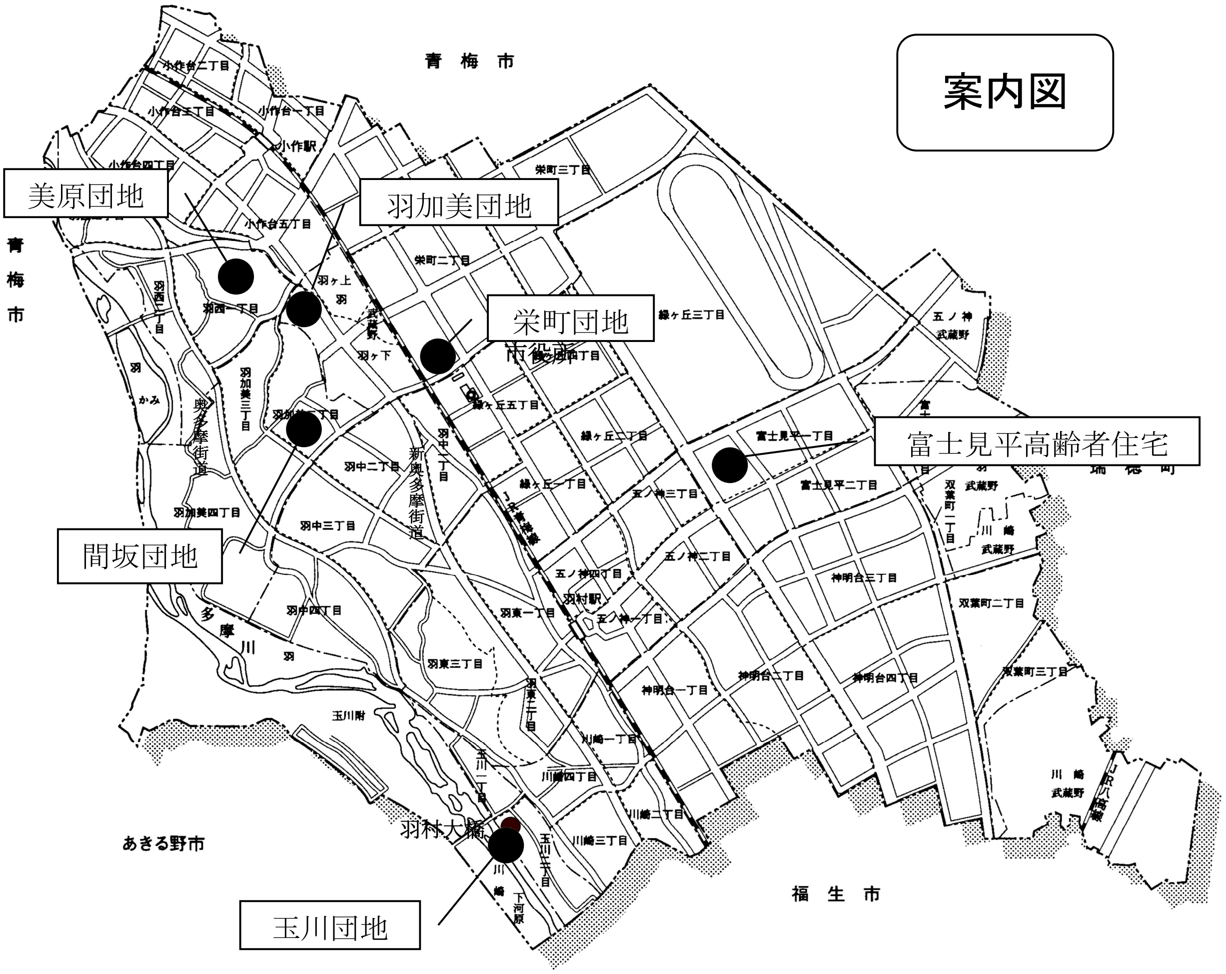

間取り図

※間取りは代表的なものを掲載しています。

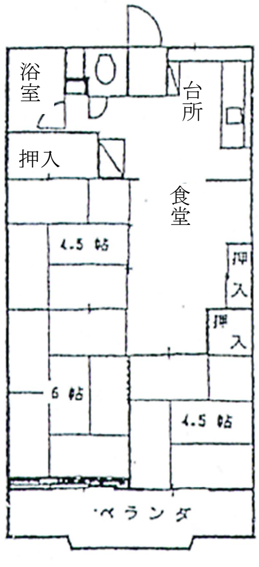

栄町団地

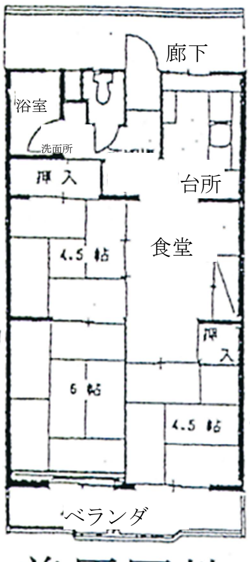

美原団地

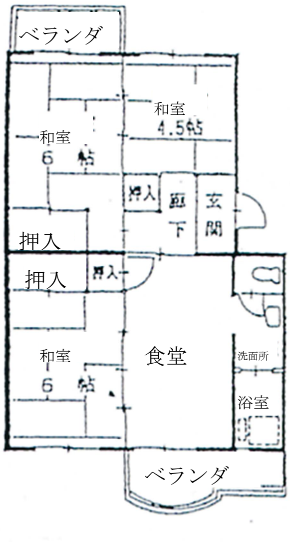

間坂団地

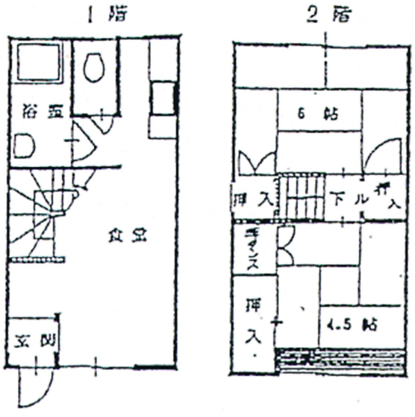

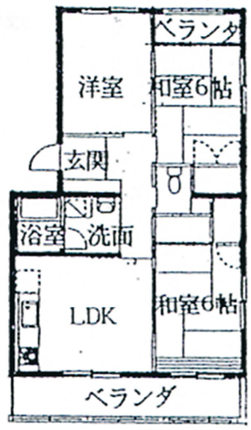

玉川団地

羽加美団地

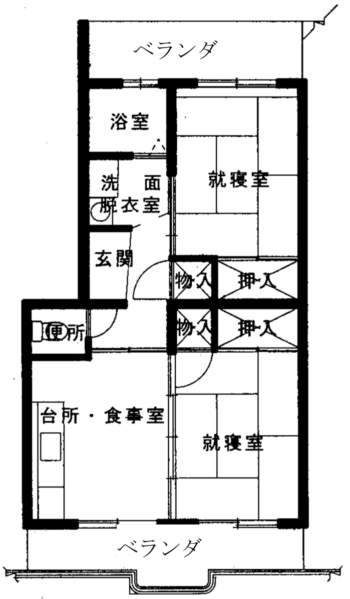

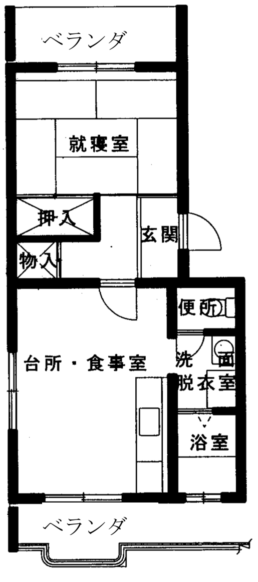

美原団地（高齢者２人世帯用）

美原団地（高齢者単身用）

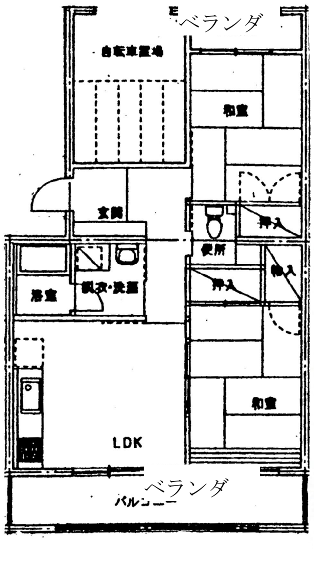

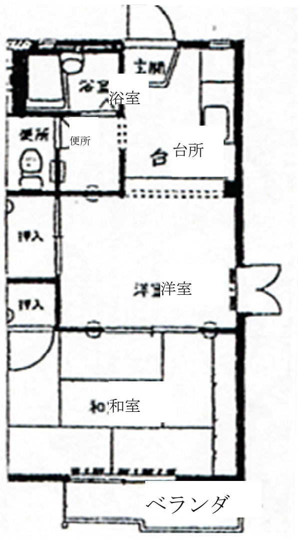

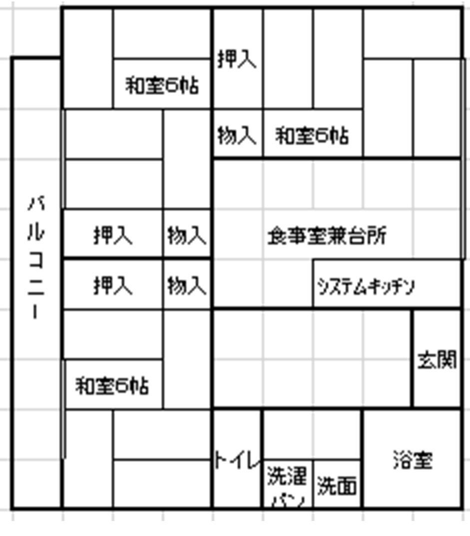

羽加美団地（高齢者世帯）

富士見平高齢者住宅

羽加美団地（車いす用）

所得金額の計算方法

1　まず所得の種類を確かめましょう

給与所得とは

給料、賃金、ボーナスなどの所得です。たとえば、会社員、店員、日雇い労働者、パート、事業専従者などの所得をいいます。

給与でいう「年収」とは、給与所得控除をする前の金額であり「所得」とは異なるので注意してください。

※計算方法は 11～12 ページ

事業等所得とは

事業所得、利子所得、配当所得、不動産所得、雑所得などの所得です。

たとえば、自営業、外交員などの所得をいいます。

これらの所得は確定申告書でお確かめください。

※計算方法は 13 ページ

年金所得とは

厚生年金、国民年金、共済年金などの所得です。

なお、年金以外の所得がある場合はその所得も合計してください。

※計算方法は 14 ページ

◎所得としないもの

次の収入は０円とし、所得としません。

① 仕送り、増加恩給（これに併給される普通恩給を含む）遺族年金、障害年金、失業給付金、労災保険の各種給付金、生活扶助料等の非課税所得、退職金等の一時的な所得

② 過去に収入があっても、申込日現在失業中の方は０円とします。（ただし、人材派遣会社に登録されている方は、その登録が抹消されていることが必要です。）

③ 現在は、収入があっても、申込日以降、次のアまたはイの理由により審査時点までに退職することが申込時に確定しており、かつ、退職後無職・無収入となり、そのことが資格審査のときに証明できる方は、申込書に退職年月日を記入のうえ所得を０円とすることができます。（ただし、人材派遣会社に登録されている方は、その登録が抹消されていることが必要です。）

ア　申込日以降に結婚のため　　　　イ　現在妊娠中で出産のため

2　家族全員の所得の合計はいくらですか？

所得基準表は申込日現在の家族全員の「所得金額の合計」でみます。

収入のある人の名前	(所得金額)－〔15　ページ下表の②の特別控除金額〕
	（　　　　）－（　　　　）
	（　　　　）－（　　　　）
	（　　　　）－（　　　　）
合　　計	

★特別控除金額

所得金額から差し引いてください。

詳しくは 15 ページをご覧ください。

★15 ページ上表①の特別控除金額		あなたの家族の所得金額
－（　　　　）	＝	（　　　　）

3 家族数は何人ですか？

①所得基準表の家族数とは

申込者本人（1人） ＋ 同居親族数（　　人） ＋ 遠隔地扶養者数★（　　人） ＝ 家　族　数（　　人）

出産予定の方

出産する予定であっても申込みのときに生まれていなければ、その胎児は家族数に含まれません

★遠隔地扶養者数とは

市営住宅に入居しないが、申込者または同居親族の所得税法上の扶養親族数をいいます。たとえば、離れて住んでいる親などを扶養しているような場合です。会社や税務署に「扶養親族申告」をしていることが必要です。

②申込の際の世帯の人数とは

実際に住宅に入ろうとする人数のことであり、遠隔地扶養者数を含みません。

4 所得基準表（家族）　◎家族数が７人以上の世帯は、１人増えるごとに 38 万円を加算

あなたの世帯の家族数、所得金額を次の所得基準表にあてはめ、確認してください。

家族数	所　得　金　額	
	一　般　区　分（年）	特　別　区　分（年）
１人	0 円　～　1,896,000 円	0 円　～　2,568,000 円
２人	0 円　～　2,276,000 円	0 円　～　2,948,000 円
３人	0 円　～　2,656,000 円	0 円　～　3,328,000 円
４人	0 円　～　3,036,000 円	0 円　～　3,708,000 円
５人	0 円　～　3,416,000 円	0 円　～　4,088,000 円
６人	0 円　～　3,796,000 円	0 円　～　4,468,000 円

★　所得基準表の特別区分とは

①　心身障害者を含む世帯

申込者本人または同居親族が次のいずれかにあてはまること

ア　身体障害者手帳の交付を受けている１級～４級の障害者

イ　重度または中度の知的障害者（愛の手帳の場合は総合判定で１度～４度）

ウ　精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている１級・２級の障害者

エ　戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第１号表ノ２の特別項症から第６項症まで又は別表第１号表ノ３の第１款症の障害者

②　60歳以上の世帯

申込者が 60 歳以上であり、かつ同居親族全員が次のいずれかにあてはまること

ア　60 歳以上　　イ　18 歳未満の児童

③　原子爆弾被爆者を含む世帯

申込者または同居親族に厚生労働大臣の認定書（被爆者健康手帳ではありません）の交付を受けている原子爆弾被爆者がいること

④　海外からの引揚者を含む世帯

申込者または同居親族に海外からの引揚者がいて、日本に引き揚げた日から起算して５年を経過してないことが厚生労働省の発行する引揚証明書で確認できること

⑤　ハンセン病療養所入所者等を含む世帯

申込者または同居親族がハンセン病療養所入所者等がいて、そのことが国立ハンセン病療養所等の長等の証明書で証明できること

⑥　高校修了期までの子どもがいる世帯

同居親族に 18 歳に達する日以後の最初の３月 31 日までの間にある者がいること

給与所得の方（会社員・店員・日雇い・パート・アルバイト等）

①　現在の勤め先へ就職した日が、令和６年１月２日以降の方

現在の勤め先での、あなたの月別収入を記入してください。

表①

働いた月	給与	賞与
年　月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
合計	収入計	賞与計

次の(1)（2)からあてはまるケースを選び、収入を計算します。

(1)直近月からさかのぼって 12 か月分の収入額を左の表①で合計して年間総収入額を出してから、12 ページ下の表②に当てはめて、所得金額に換算してください。

※支払われた給与が 12 か月分ないときは、平均月額を 12 倍して 12 か月分の見込み額を計算してください。

給与（　　）÷ 働いた月数（　　）×12＋ 賞与計（　　）＝ 推定年収（　　）

(2) 就職した日が最近で、まだ１か月分の給料が支給されていない方

（基本給・家族手当・住宅手当など毎月必ず支給される固定的給与を 12 倍してください。）

固定的給与（　　）×12＝ 推定年収（　　）→ 年間総収入額

申込書の年収額所得欄

所　得
円

下段で計算した所得金額を記入してください。

※　病気等により、１か月以上の収入のない月がある場合は、その月を除いて推定計算してください。
※　２か所以上から給与を受けている場合は、合算したのち所得金額に換算してください。

◎　年間総収入額を所得金額に換算します。

次の区分により、年間総収入額を所得金額に換算してください。

年間総収入が・・・

(1)　0 円　～　1, 628, 000 円未満の方

(2)　1, 628, 000 円以上 6, 600, 000 円未満の方　⇒　4, 000 円単位で端数処理します。

〔例〕年間総収入額が 2, 386, 998 円の場合

年間総収入額 2, 386, 998 円 ÷ 4, 000 円 ＝ 596. 7495 （小数点以下切り捨て）⇒ 596 × 4, 000 円 ＝ 2, 384, 000 円（端数整理後の額）

(3)　6, 600, 000 円以上 8, 500, 000 円未満の方

②　現在の勤め先へ就職した日が、令和６年１月１日以前の方

【 源泉徴収票のでる方 】

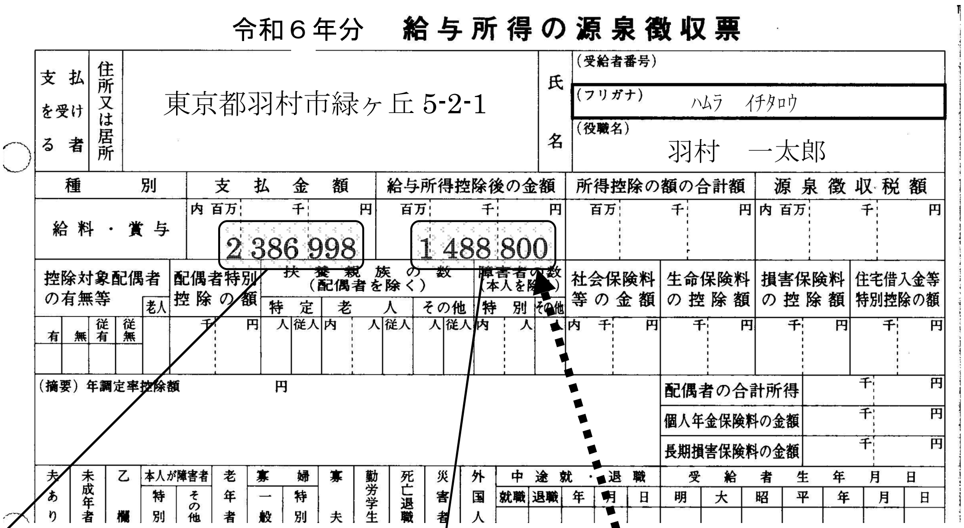

令和６年分　**給与所得の源泉徴収票**

支払を受ける者　住所又は居所　東京都羽村市緑ヶ丘 5-2-1

氏名　（受給者番号）　（フリガナ）ハムラ　イチタロウ　（役職名）　羽村　一太郎

種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額
給料・賞与	内 百万 千 円 2 386 998	百万 千 円 1 488 800	百万 千 円	内 百万 千 円

控除対象配偶者の有無等（有・無・従有・従無）　老人　配偶者特別控除の額　千 円　扶養親族の数（配偶者を除く）（特定・老人・その他）　障害者の数（本人を除く）（特別・その他）　社会保険料等の金額　生命保険料の控除額　損害保険料の控除額　住宅借入金等特別控除の額

（摘要）年調定率控除額　円　配偶者の合計所得　千 円　個人年金保険料の金額　千 円　長期損害保険料の金額　千 円

夫あり　未成年者　乙欄　本人が障害者（特別・その他）　老年者　寡婦（一般・特別）　寡夫　勤労学生　死亡退職　災害者　外国人　中途就・退職（就職・退職・年・月・日）　受給者生年月日（明・大・昭・平・年・月・日）

年間総収入額

申込書の
年収額所得欄 →

所　得
円

● この金額から 100,000 円差し引いた額が所得金額です。

【 源泉徴収票のでない方 】

令和６年１月から令和６年１２月までの収入額を合計した金額が年間総収入額となります。
次に下段の計算式で、年間総収入額を所得金額に換算します。

※　病気等により、１か月以上収入のない月がある場合は、その月を除いて推定計算してください。

※　２ヶ所以上から給与を受けている場合は、合算したのち所得金額に換算してください。

表②　　年間総収入額を所得金額になおす計算式

年間総収入額	計算式と所得金額
551,000 円未満	所得金額は 0 円
551,000 円以上 1,619,000 円未満	年間総収入額　　所得金額 （　　円）－650,000 円＝（　　円）
1,619,000 円以上 1,620,000 円未満	所得金額は　969,000 円
1,620,000 円以上 1,622,000 円未満	所得金額は　970,000 円
1,622,000 円以上 1,624,000 円未満	所得金額は　972,000 円
1,624,000 円以上 1,628,000 円未満	所得金額は　974,000 円
1,628,000 円以上 1,804,000 円未満	端数整理後の額　　所得金額 （　　円）×0.6＝（　　円）
1,804,000 円以上 3,604,000 円未満	端数整理後の額　　所得金額 （　　円）×0.7－180,000 円＝（　　円）
3,604,000 円以上 6,600,000 円未満	端数整理後の額　　所得金額 （　　円）×0.8－540,000 円＝（　　円）
6,600,000 円以上 8,500,000 円未満	年間総収入額　　所得金額 （　　円）×0.9－1,200,000 円＝（　　円）

申込書の
年収額所得欄

所　得
円

計算結果を申込書の年収額所得欄に記入します。

事業等所得の方（自営業・外交員等）

①　現在の仕事を始めた日が、令和６年１月１日以前の方

【 確定申告をしている方 】

令和６年分の所得税の確定申告書Ｂ

（ 第一表 ）

所得金額	事業	営業等	①	1488800
		農業	②	
	不動産		③	
	利子		④	
	配当		⑤	
	給与		⑥	
	雑		⑦	
	総合譲渡・一時 ㋚＋{(㋛＋㋜)×½}		⑧	
	合計		⑨	1488800
	雑損控除		⑩	

（ 第二表 ）

○ 事業専従者に関する事項

	続柄	従事月数・程度 仕事の内容	専従者給与(控除)額
氏名 羽村　十郎 生年月日 明・大・昭 53．7．10	子	12月	800,000円
氏名 生年月日 明・大・昭 ．．			
氏名 生年月日 明・大・昭 ．．			
		㊸ 専従者給与(控除)額の合計額	800,000円

申込書の
年収額所得欄

所　得
円

● この金額から⑧を差し引いた金額が所得金額となります。

※　妻や子供を事業専従者としている場合、この事業専従者の所得は、それぞれの専従者給与額を 11 ページ～12 ページの下段計算式で所得に換算して申込書の年収額所得欄に記入してください。

②　　上記①以外の場合

下の表にしたがって 12 か月分の所得金額を計算してください。
現在の仕事を始めたときからの月別の収入金額、必要経費、所得金額を記入してください。

働いた月	収入金額	必要経費	所得金額
年　月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
合計			

○所得金額の計算

- 直近月からさかのぼって 12 か月分の所得金額を計算してください。
- 月別に、収入から必要経費を差し引き、所得金額を計算してください。
- 現在の事業を始めたのが最近で営業した月数が 12 か月ないときは、所得金額の平均月額を 12 倍して、12 か月分の所得見込み額を計算してください。

$$\frac{\text{所得金額合計}}{\text{営業した月数}} \times 12 = \text{推定所得}$$

申込書の
年収額所得欄

所　得
円

※　病気等により、１か月以上収入のない月がある場合は、その月を除いて推定計算してください。

年金を受けている方

厚生年金、老齢年金、共済年金、年金基金などの年金収入が計算の対象です。

遺族年金、障害年金は計算の対象外です。

①　令和5年12月以前から年金を受けていて、すべての受給額に変更がない方

「令和６年分公的年金等の源泉徴収票」などで支払い金額をお確かめください。

「源泉徴収票」の場合

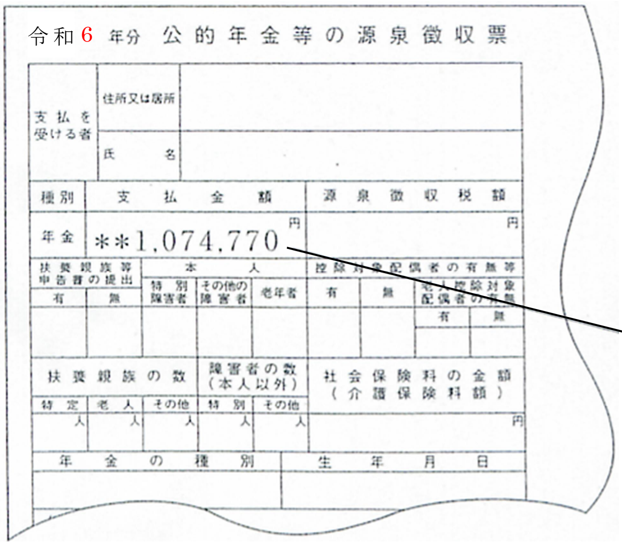

令和6年分 公的年金等の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所	
	氏名	

種別	支払金額	源泉徴収税額
年金	**1,074,770 円	円

扶養親族等申告書の提出（有・無）／本人（特別障害者・その他の障害者・老年者）／控除対象配偶者の有無等（有・無・老人控除対象配偶者の有無）

扶養親族の数（特定・老人・その他）／障害者の数（本人以外）（特別・その他）／社会保険料の金額（介護保険料額） 円

年金の種別／生年月日

下段で計算した所得金額を記入してください。

申込書の年収額所得欄

所　得
円

②　令和7年1月以降に年金を受け始めた方、年金の支給額が変更になった方

「年金裁定通知書・変更通知書」などの金額を年額とし、下段で所得金額に換算してください。

○　年金収入を所得金額に換算する計算式

本人の年齢	年金合計金額の範囲	計算式と所得金額
65歳以上	1,100,000円まで	所得金額は0円
	1,100,001円～3,299,999円	年金額の合計　所得金額 (　　円)　－ 1,200,000円＝(　　円)
	3,300,000円～4,099,999円	年金額の合計　所得金額 (　　円)×0.75　－375,000円＝(　　円)
65歳未満	600,000円まで	所得金額は0円
	600,001円～1,299,999円	年金額の合計　所得金額 (　　円)　－ 700,000円＝(　　円)
	1,300,000円～4,099,999円	年金額の合計　所得金額 (　　円)×0.75　－375,000円＝(　　円)

◎年金収入が4,100,000円以上の場合は、市担当部署へお問い合わせください。

※年金のほかに収入のある方はそれぞれ所得を計算し、合計した金額を申込書の年間所得金額欄に記入してください。

申込書の年収額所得欄

所　得
円

計算結果を申込書のこの欄に記入してください。

特別控除について

次の「控除の種類」にあてはまる場合には、①の場合は申込世帯の合計所得金額から、②の場合はその方の所得金額から、それぞれの特別控除金額を差し引きます。

① 申込世帯の合計所得金額から差し引くもの（申込者・同居親族・遠隔地扶養者が対象です。）

控除の種類	特別控除金額	特別控除を受けられる人	備考
ア老人扶養控除	１人につき10 万円	所得税法上の扶養対象親族で 70 歳以上の方	エの特別障害者控除を受ける人は、ウの障害者控除をあわせて受けることはできません。
イ特定扶養控除	１人につき25 万円	所得税法上の扶養対象親族（配偶者を除く。）で 16 歳以上 23 歳未満の方	
ウ障害者控除	１人につき27 万円	１ 愛の手帳等の交付を受けている人で３度・４度の方 ２ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で２級・３級の方 （障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。） ３ 身体障害者手帳の交付を受けている方で３級～６級の方 ４ 戦傷病者手帳の交付を受けている方で第４項症～第２目症の方 ５ 65 歳以上の方で１・３と同じ程度であるものとして福祉事務所長の認定を受けている方	
エ特別障害者控除	１人につき40 万円	１ 愛の手帳等の交付を受けている方で１度・２度の方 ２ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で１級の方 （障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。） ３ 身体障害者手帳の交付を受けている方で１級・２級の方 ４ 戦傷病者手帳の交付を受けている方で特別項症～第３項症の方 ５ 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く方 ６ 原子爆弾被爆者で、厚生労働大臣の認定書の交付を受けている方 ７ 常に就床を要し、複雑な介護を要する方 ８ 65 歳以上の方で１・３と同じ程度であるものとして福祉事務所長の認定を受けている方	

① の特別控除金額の合計 [万円] ９ページの特別控除金額①へ

② 特別控除を受けられる方に所得があるとき、その方の所得金額から差し引くもの

申込者・同居親族が対象です。ただし、その方の所得金額が特別控除金額よりも少ない場合は、その所得金額のみ差し引きます。

控除の種類	特別控除金額	特別控除を受けられる方
オ寡婦控除	27 万円	夫と離婚した後婚姻をしていない方で次の１および２の両方に当てはまる方 １ 年間所得金額が 500 万円以下の方 ２ 扶養親族を有する方
		夫と死別した後婚姻をしていない方、または夫の生死が明らかでない方で、年間所得金額が 500 万円以下の方（「扶養親族または生計を一にする子」のいない方もあてはまります。）
カひとり親控除	35 万円	現に婚姻をしていない方または配偶者の生死が明らかでない方で、次の１および２の両方に当てはまる方 １ 年間所得金額が 500 万円以下の方 ２ 生計を一にする子を有する方

・「カひとり親控除」に該当する場合は、「オ寡婦控除」の適用はありません。
・年間所得金額が 500 万円を超える方は、「寡婦控除」や「ひとり親控除」を受けることはできません。
・「婚姻をしていない」とは法律上の配偶者がいない場合や、内縁関係の方や婚約者がいない場合をいいます。
・「生計を一にする子」は、他の方の控除対象配偶者または扶養親族でないこと、および年間所得金額が 48 万円以下であることが必要です。

②の特別控除金額の合計 [万円] ９ページの特別控除金額②へ

入居後のご注意

◎動物の飼育について

市営住宅では、他の入居者に迷惑となるので、**犬、猫、鳥などの動物の飼育はお断りしています**。

動物の飼育をお断りしているのは、犬や猫などのペットを飼うと鳴き声、抜け毛、ふん尿で隣近所の方に「うるさい」「きたない」「悪臭がある」など迷惑や害を与えるほか、動物によって皮膚病など人と共通の伝染病が発生する心配もあります。

また、隣り近所とのトラブルや、環境衛生の悪化の原因になることも多いためです。

◎ガス器具等について

玉川、美原、間坂、羽加美団地はプロパンガス、栄町団地については、都市ガスを使用しています。なお、**湯沸器、ガスコンロ等の器具は個人で設置**していただきます。（ただし、団地サイズのため、使用器種類等に制限があります。）

◎住宅の維持管理について

入居後に破損したガラスの取替、畳表の取替、ふすまの張替、各戸内の給水栓、照明器具等の取替及びその他の小修繕は、入居者の方に負担していただきます。

※市営住宅は毎月の使用料が低額である分、**退去時の畳表の取替、ふすまの張替費用は全額自己負担となります（約 20 万円）。**あらかじめご了承ください。

◎駐車場について

市営住宅には駐車場施設がありません。団地内の路上駐車も禁止されていますので、自動車をお持ちの方は、団地外に駐車場を確保してください。

◎環境美化について

市営住宅には管理人はおりません。自分で出したゴミは自分で適正に処分することは勿論のこと、敷地内に捨てられたゴミを見つけた場合は、率先して拾ったり、敷地内の伸びた草を抜くなど、入居者全員が、自分の住む環境の美化に努めてください。

入居資格に関する基準日一覧

	和暦	西暦	基準日
16 歳以上、23 歳未満	平成 14 年 平成 21 年	2002 年 2009 年	5 月 17 日以降の生まれから 5 月 16 日以前の生まれまで
18 歳以上	平成 19 年	2007 年	5 月 16 日以前の生まれ
65 歳未満	昭和 35 年	1960 年	5 月 17 日以降の生まれ
65 歳以上	昭和 35 年	1960 年	5 月 16 日以前の生まれ
70 歳以上	昭和 30 年	1955 年	5 月 16 日以前の生まれ